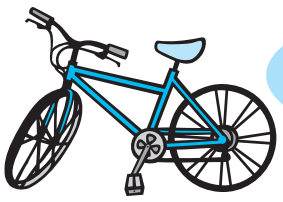

守りましょう！

# 自転車安全利用五則

**交通ルールを守って安全に自転車を利用しましょう**　問道路交通課☎内線2883

## ❶自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は「軽車両」と位置付けられています。歩道と車道の区別がある所は、車道通行が原則です。また、自転車道がある所では、道路工事などやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければなりません。

ただし、下記の場合は自転車も歩道を通行できます。
- **「歩道通行可」の標識（右）があるとき**
- **車道が狭く、自動車の交通量が多いなど、安全を確保するためにやむを得ないとき**
- **13歳未満のお子さん、70歳以上の高齢者、身体障がい者が運転するとき**

## ❷車道は左側を通行

自転車は車道の左端に寄って通行しなければなりません（右側通行は禁止）。

## ❸歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で車道寄りを走り、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。無理な追い越しや、ベルを鳴らして歩行者に道を開けさせようとするなどの危険な行為もしてはいけません。

## ❹安全ルールを守る

- **飲酒運転の禁止**
- **二人乗りの禁止**
- **併進の禁止**

「併進可」の標識がない場所で並んで走ってはいけません。

- **夜間はライトを点灯**
- **交差点での信号順守と一時停止・安全確認**

信号や「一時停止」の標識（右）を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行し、忘れずに安全を確認しましょう。

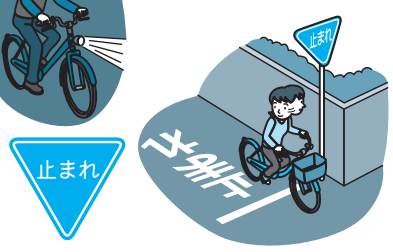


## ❺子どもはヘルメットを着用

13歳未満のお子さんが自転車に乗車する場合、保護者はヘルメットを着用させるように努めなければなりません。

- **傘差し運転などの禁止**
- **運転中の携帯電話使用などの禁止**
- **イヤホン、ヘッドホンの使用禁止**

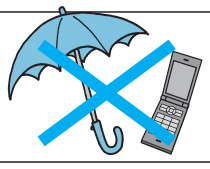

---

**平成26年度「ちょこっと共済」加入申込受付中**
問道路交通課☎内線2883

**「ちょこっと共済（東京都市町村交通災害共済）」は、住民が会費を出し合い、交通事故に遭ったときに見舞金を受けられる助け合いの制度です。**

**◆2つの選べるコース**
- **Aコース**　年額1,000円　最高300万円の見舞金
- **Bコース**　年額　500円　最高150万円の見舞金

**◆加入期間**　4月1日～27年3月31日
**◆申込場所**　市政窓口、指定金融機関

※くわしくは市ホームページまたは申込場所に設置している加入申込書付きパンフレットをご覧ください。

---

# 平成25年　市内地区別　刑法犯認知件数

問安全安心課☎内線2551

**昨年1年間の市内の刑法犯認知件数は1,585件で、一昨年に比べて182件の減少となりました。自転車盗の件数が全体の4割近くを占め、依然として高い水準にあります。空き巣などの侵入窃盗、駐車中の車内から金品を奪う車上狙い、振り込め詐欺を含む特殊詐欺の被害も増加し、引き続き注意が必要です。**

**一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という防犯意識を持ち、自主的な防犯活動や防犯対策を進めるなどの協力をお願いします。**

| 犯罪発生地区 | 総件数 | 凶悪犯（※1） | 性犯罪 | 侵入窃盗 | ひったくり | 特殊詐欺（※2） | 子どもに対する犯罪 | 自動車盗 | 車上狙い | 自転車盗 | その他（※3） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 井の頭 | 152 | 1 | 0 | 7 | 0 | 4 | 0 | 0 | 3 | 75 | 62 |
| 井　口 | 85 | 1 | 0 | 7 | 0 | 2 | 0 | 0 | 3 | 34 | 38 |
| 下連雀 | 489 | 1 | 3 | 13 | 1 | 9 | 0 | 0 | 16 | 179 | 267 |
| 上連雀 | 178 | 0 | 1 | 19 | 0 | 8 | 0 | 0 | 2 | 63 | 85 |
| 新　川 | 145 | 1 | 0 | 5 | 0 | 4 | 0 | 0 | 8 | 52 | 75 |
| 深大寺 | 51 | 0 | 0 | 18 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 11 | 20 |
| 大　沢 | 84 | 1 | 0 | 5 | 0 | 2 | 0 | 2 | 4 | 31 | 39 |
| 中　原 | 70 | 0 | 0 | 2 | 0 | 3 | 0 | 0 | 3 | 28 | 34 |
| 北　野 | 67 | 0 | 1 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 | 30 | 30 |
| 牟　礼 | 135 | 1 | 0 | 3 | 1 | 4 | 0 | 0 | 2 | 39 | 85 |
| 野　崎 | 121 | 0 | 1 | 1 | 0 | 3 | 0 | 0 | 6 | 23 | 87 |
| 不　明 | 8 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 | 2 |
| 総　計 | 1,585 | 6 | 7 | 82 | 2 | 42 | 0 | 3 | 50 | 569 | 824 |

※1 凶悪犯…殺人・強盗・放火・強姦（ごうかん）など
※2 特殊詐欺…振り込め詐欺・還付金詐欺・架空請求詐欺など
※3 その他…器物損壊・オートバイ盗・置き引き・万引きなど

## 「振り込め詐欺」などに注意！

### 怪しい電話の撃退法を紹介します

**昨年市内で発生した振り込め詐欺を含む特殊詐欺は42件、被害総額は約1億6千万円に上りました。市では「広報みたか」1月19日発行号で振り込め詐欺電話などの撃退事例を募集したところ、多くの貴重な体験談をお寄せいただきました。その一部をご紹介します。**

**撃退体験談1**

受話器を取ると「オレだけど今、新宿だ。会社の大切な書類が入ったかばんを置き忘れて困っている」。声も口調も息子そっくりで、てっきり本人だろうと思ってしまった。息子は別棟に住んでいるが、1カ月ほど話をしていなかった。電話はすぐに切れ、30分ほどするとまたかかってきた。相手は上司を名乗り「書類だけでなく小切手も入っており、取引先に支払いをしなければならず困っている」との内容。ここでピンときた。相手に息子の氏名と年齢を聞いてみると、相手はしどろもどろになり答えられなかった。電話が切れたあと、息子の携帯電話にかけると「今、仕事場だ。新宿には行っていない」との返事。すぐに三鷹警察署の担当部門に電話し、事の成り行きを話した。

**撃退体験談3**

仕事中に怪しげな取引業者から、もうけ話と称した電話が頻繁にかかってくるようになった。電話の途中で、録音装置のスイッチを入れることを告げる。相手が「何で録音するの？」と聞くので「警察署に持って行きますから」と答える。「スイッチ入りましたから、お名前と会社名、住所、連絡先、用件をおっしゃってください」ここまで言うと電話が切れた。この方法で、過去10件くらいあった電話がピタリとなくなった。詐欺電話撃退の「特効薬」かも。

**撃退体験談2**

普段から家の固定電話は留守番電話にしておき、相手が名乗ってから受話器を取るようにしていた。たまたま電話に出ると「もしもし、お母さん。ちょっとへんとう腺の手術をすることになったので…」と言う。声を聞きすぐに息子ではないと分かったので、録音ボタンを押し「あら変ね。さっき何も言わなかったじゃない？」と答えると電話が切れた。すぐに三鷹警察署に電話して事例を伝えた。怪しい電話に備えて、三鷹・武蔵野両警察署の電話番号をボードに貼って準備していたこと、息子とは1日の終わりにメールで安否確認をしていること、家族間の通話は携帯電話に限定していたことで未然に防ぐことができた。

**◆このほかに寄せられた撃退方法**
- 番号表示サービスを利用する。
- 合言葉を少し難しい言葉にする。
  （例）好きなケーキは？「タルトタタン、ザッハトルテ」
- 注意深く電話を聞けば、必ずぼろが出る。
- おかしいと思ったら、すぐに110番通報する。
- 記憶に自信がないので、必ずメモを取るようにする。
- 電話の相手方にしつこく質問する。
- 警察への連絡を早くすることで犯人検挙に至った。

**不審な電話がかかってきたら、すぐ110番通報しましょう！**